

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から54年3月まで

私の年金加入記録のうち、昭和41年11月から54年3月までの期間は、国民年金保険料が未納となっているが、当時は、父親が家族全員分の保険料を集金人に払っていた。私は、48年10月に結婚したが、妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、夫である私は、結婚後も未納とされており、不可解である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月14日に払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人の付加保険料納付状況から、申立人の国民年金の加入手続は、同年6月頃に行われたものと推認できる上、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿等により、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、過年度納付されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続時期である同年6月頃の時点で申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接

関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間は149か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年3月まで

私が大学生だった20歳の頃、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を月々納付していた。両親の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、平成6年1月頃と推認でき、申立内容と異なっている。

また、申立人は、申立期間当初から現在付与されている国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情もうかがえないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母親が述べるように、申立人の両親及び申立人の3人分の国民年金保険料を一緒に納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

私は、20歳になった昭和63年*月頃に、私の母親から、「国民年金の加入手続を行った。一般の人が大学を卒業する平成3年3月までの国民年金保険料については、納付しておく。」と言われたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和63年*月頃に国民年金の加入手続を行い、同年同月から平成3年3月までの国民年金保険料を納付すると聞いたことがあると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格取得記録等から、同年4月から同年7月までの間と推認できることから、申立人の主張する加入手続時期と相違する上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月まで

私が、20 歳になった昭和 46 年*月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、父親が家族の保険料と一緒に集金人に納付していたと聞いていたので、一緒に保険料を納付していた両親、兄の納付状況を調査して、家族の保険料が納付済みとなっているなら、私の申立期間を保険料の納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年*月頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び国民年金被保険者名簿から、49 年 3 月頃と推認される上、別の手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、家族の国民年金保険料を集金人に納付していたとされている申立人の父親は国民年金に加入しておらず、申立人の兄についても、20 歳到達時の昭和 38 年*月から 41 年 3 月までの保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。